

国立大学法人東京農工大学組織運営規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学組織運営規則を次のとおり改正する。

現行	改正案	備考
<p>国立大学法人東京農工大学組織運営規則 平成 16 年 4 月 7 日 16 経教 規則第 1 号</p> <p>第 1 条～第 3 条 省略</p> <p>(大学院)</p> <p>第 4 条 本学に、大学院を置く。 2 大学院に、<u>共生科学技術研究院、工学府、農学府、生物システム応用科学府、連合農学研究科及び技術経営研究科</u>を置く。 3 削除 4 第 2 項の組織に、第 2 2 条に規定する部局長として研究院長、学府長及び研究科長を置く。 5 前項の研究院長、学府長及び研究科長は、当該組織から推薦された候補者の中から教育研究評議会の議を経て学長が任命する。 6 その他大学院について必要な事項は、別に定める。</p> <p>第 5 条 省略</p> <p>第 6 条 省略 2 前項に定めるもののほか、本学に必要な組織及び施設を置くことができる。 3 前項の規定により置かれる組織及び施設は、別表に掲げるものとする。</p> <p>第 7 条 前条に掲げる学内施設にそれぞれ長を置く。 2 前項の長は、教育研究評議会の意見を参考にして、学長が任命する。 <u>3 前項の規定にかかわらず、図書館長は、共生科学技術研究院長が兼ねるものとする。</u></p> <p>第 7 条の 2～第 1 5 条 省略</p> <p>(教育職員の所属等)</p>	<p>第 1 条～第 3 条 省略(現行どおり)</p> <p>(大学院)</p> <p>第 4 条 本学に、大学院を置く。 2 大学院に、<u>農学研究院、工学研究院、工学府、農学府、生物システム応用科学府、連合農学研究科及び技術経営研究科</u>を置く。 3 削除 4 第 2 項の組織に、第 2 2 条に規定する部局長として研究院長、学府長及び研究科長を置く。 5 前項の研究院長、学府長及び研究科長は、当該組織から推薦された候補者の中から教育研究評議会の議を経て学長が任命する。 6 その他大学院について必要な事項は、別に定める。</p> <p>第 5 条 省略(現行どおり)</p> <p>第 6 条 省略(現行どおり) 2 前項に定めるもののほか、本学に必要な組織及び施設を置くことができる。 3 前項の規定により置かれる組織及び施設は、別表に掲げるものとする。</p> <p>第 7 条 前条に掲げる学内施設にそれぞれ長を置く。 2 前項の長は、教育研究評議会の意見を参考にして、学長が任命する。 <u>3 (削る)</u></p> <p>第 7 条の 2～第 1 5 条 省略(現行どおり)</p> <p>(教育職員の所属等)</p>	

第16条 教育職員は、研究院、連合農学研究科、技術経営研究科、大学教育センター、産官学連携・知的財産センター、国際センター、保健管理センター、総合情報メディアセンター、学術研究支援総合センター、科学博物館、第6条第3項に規定する学内施設及び第11条第1項に規定する附属施設のいずれかに所属する。

- 2 前項の教育職員は、原則として学府及び学部^の職務を兼ねるものとする。
- 3 前項について必要な事項は、別に定める。

第17条～第21条 省略

第22条 第4条に規定する大学院の研究院、学府及び研究科並びに第5条に規定する学部を部局とし、当該部局に次の部局長を置く。

- 一 共生科学技術研究院長
- 二 工学府長
- 三 農学府長
- 四 生物システム応用科学府長
- 五 連合農学研究科長

第16条 教育職員は、原則として次に掲げる各号のいずれかの組織に所属するものとする。

- 一 農学研究院
- 二 工学研究院
- 三 工学府
- 四 農学府
- 五 生物システム応用科学府
- 六 連合農学研究科
- 七 技術経営研究科
- 八 農学部
- 九 工学部
- 十 大学教育センター
- 十一 産官学連携・知的財産センター
- 十二 国際センター
- 十三 保健管理センター
- 十四 総合情報メディアセンター
- 十五 学術研究支援総合センター
- 十六 科学博物館
- 十七 第6条第3項に規定する学内施設及び第11条第1項に規定する附属施設

2 前項第1号及び第2号の組織に所属する教育職員は、原則として学府及び学部^の職務を兼ねるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、教育職員の所属等について必要な事項は、別に定める。

第17条～第21条 省略（現行どおり）

第22条 第4条に規定する大学院の研究院、学府及び研究科並びに第5条に規定する学部を部局とし、当該部局に次の部局長を置く。

- 一 農学研究院長
- 二 工学研究院長
- 三 工学府長
- 四 農学府長
- 五 生物システム応用科学府長

- 六 技術経営研究科長
- 七 農学部長
- 八 工学部長

(副部局長)

第23条 部局長を補佐するため、当該部局に次の副部局長を置く。

- 一 共生科学技術研究院副院長
- 二 工学府副府長
- 三 農学府副府長
- 四 生物システム応用科学府副府長
- 五 連合農学研究科副科長
- 六 技術経営研究科副科長
- 七 農学部副部長
- 八 工学部副部長

第24条～第27条 省略

附 則 省略

別表(第6条第2項及び第3項関係)

組織及び施設の名称
女性未来育成機構
キャリアパス支援センター
学生活動支援センター
アグロイノベーション高度人材養成センター
環境リーダー育成センター

- 六 連合農学研究科長
- 七 技術経営研究科長
- 八 農学部長
- 九 工学部長

(副部局長)

第23条 部局長を補佐するため、当該部局に次の副部局長を置く。

- 一 農学研究院副院長
- 二 工学研究院副院長
- 三 工学府副府長
- 四 農学府副府長
- 五 生物システム応用科学府副府長
- 六 連合農学研究科副科長
- 七 技術経営研究科副科長
- 八 農学部副部長
- 九 工学部副部長

第24条～第27条 省略(現行どおり)

附 則 省略(現行どおり)

別表(第6条第2項及び第3項関係)

組織及び施設の名称
女性未来育成機構
(削る)
学生活動支援センター
アグロイノベーション高度人材養成センター
環境リーダー育成センター
イノベーション推進機構

附 則(22経教規則第1号)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第4条第5項の規定にかかわらず、平成22年4月1日付けで農学研究院長及び工学研究院長となる者は、それぞれ農学府長及び工学府長をもって充てる。
- 3 第7条第2項の規定にかかわらず、平成22年4月1日付けで図書館長となる者は、生物システム応用科学府長をもって充てる。